

石巻市道路運送事業者等支援金のご案内

燃料価格の高騰の影響を受け、厳しい経営状況にある市内で道路運送事業等を営む事業者に対し、事業継続のための支援として、石巻市道路運送事業者等支援金を交付します。

1 対象となる事業者等

市内に事業所を設置している中小法人等又は個人事業者等のうち、次に掲げるいずれかの事業を営む事業者が対象となります。

区分	対象車両又は船舶 (リース含む)
貨物自動車運送事業 (一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、 貨物軽自動車運送事業)	事業用車両 (緑(黒)ナンバーのみ) ※被牽引車は除く
貸切バス事業等 (一般貸切旅客自動車運送事業)	
タクシー、介護タクシー事業等 (一般乗用旅客自動車運送事業)	
自動車運転代行業	登録車両(随伴用車両)
海上タクシー、観光船事業等 (一般旅客定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業)	事業用船舶

※一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス等)、物品賃貸業(レンタカー等)、大企業等は対象になりません。

2 支援金の額等

区分			支給額 (1台(隻)につき)
①	貨物自動車運送事業	事業用普通自動車	30,000円
		事業用小型自動車	20,000円
		事業用軽自動車	10,000円
②	貸切バス事業等		10,000円
③	タクシー、介護タクシー事業等		5,000円
④	自動車運転代行業		5,000円
⑤	海上タクシー、観光船事業等		50,000円

※複数の事業を営んでいる事業者は、①～⑤の区分に応じ、それぞれに定める支給額の合計額で、上限は100万円。

3 交付申請

必要書類を添えて産業部商工課に申請してください。

※申請様式は、ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、産業部商工課、各総合支所地域振興課及び各支所の窓口に準備しています。

※申請は1事業者につき1回に限ります。

4 申請に必要な書類 ※申請前に書類が全て揃っているか確認してください。

※申請様式は昨年のもので異なります。最新のものをお使いください。

		トラック運送等	貸切バス等	タクシー等	運転代行業	観光船等
1	石巻市道路運送事業者等支援金交付申請書（様式第1号）	○	○	○	○	○
2	交付申請額の内訳（様式第1号別紙1）	○	○	○	○	○
3	車両一覧（様式第1号別紙2）	○	○	○	○	-
4	支援金の対象となる事業を営んでいることを証明する許可書、認定書、届出書等の写し（※1）	△	△	△	△	△
5	支援金の対象となる車両・船舶全ての写真（※2）	-	-	-	△	○
6	支援金の対象となる車両全ての車検証又は車検証記録事項の写し（有効期間の確認ができるもの）	○	○	○	○	-
7	振込先口座の通帳の写し	○	○	○	○	○
8	本人確認書類の写し（法人の場合は代表者のもの）	○	○	○	○	○
9	法人 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3か月以内）	○	○	○	○	○
	個人事業主 令和6年の確定申告書第一表の写し					

※1 過去に同支援金の申請をしている事業者は、許可書、認定書、届出書等の写しの提出は省略可能。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる事業者で、前回の申請日以降に許可書の更新を行っている場合は、省略不可。

※2 自動車運転代行業の場合はナンバープレートと車体に提示する認定番号の両方が写っている写真が必要。ただし、過去に同支援金の申請をしていて、既に車両の写真を提出している車両については、省略可能。

5 申請方法

窓口へ持参又は郵送で申請して下さい。（郵送の場合は、郵便事故防止のため、特定記録や書留など記録が確認できる方法を推奨します。）

郵送先 〒986-8501 ※住所不要
石巻市産業部商工課 石巻市道路運送事業者等支援金担当

6 申請期間

令和7年5月14日（水）から令和7年6月30日（月）まで ※当日消印有効

7 申請・お問い合わせ先

石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課 中小企業支援係
電話：0225-95-1111（内線3523、3528）